

諮問日：令和2年6月18日（令和2年度（情）諮問第3号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（情）答申第29号）

件名：山口地方裁判所における特定の事案についての対応等を記録した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月頃に特定属性の行為者が特定の裁判所内で自殺した問題について、概要や地方裁判所・家庭裁判所の対応を記録した、特定年度の文書（所長室、事務局長次長室に保管されている秘密文書も含む。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、山口地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、山口地方裁判所長が令和2年3月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示を申し出た司法行政文書の情報には公益性がある。個人の特定までは求めておらず、個人の権利利益を害するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出は、特定年月に特定の裁判所内において特定属性の行為者が自殺したという事案が発生したことを前提とするものである。本件開示の申出が前提としているこれらの情報は、それだけで特定の個人を識別できる情報とはいえないものの、仮に当該自殺事案が存在する場合に、その存在を明らかにすると、特定の裁判所の職員等一定範囲の者に当該自殺事案に係る行為者が推

知されたり、入手可能な他の情報と併せたりすることによって、当該人物が識別される可能性を否定することができない。そして、このような事実について公表されない個人の利益は保護に値するというべきである。

したがって、本件開示の申出の前提となっている情報は、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することから、本件開示申出文書の存否を答えると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号後段に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

また、本件開示の申出については、取扱要綱記第4に定める裁量的開示を行うべき場合に当たるものとも認められない。

よって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 審議
- ④ 同年12月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定の年月に特定の裁判所内において特定の属性を有する行為者が自殺したという事案が発生したことを前提として、当該事案の概要や対応を記録した文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、申出に係る事案が発生したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の個人を識別することができる情報には当たらないも

のの、仮に上記事案が存在する場合において、これを明らかにすると、特定の裁判所の職員等一定範囲の者に上記事案に係る主体が推知されるおそれがあり、また、入手可能な他の情報と照合することによって当該主体が識別される可能性があるといえる。したがって、本件存否情報は、法5条1号後段に規定する、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号後段に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 苦情申出人は、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を求めているが、苦情申出人の主張を踏まえて検討しても、本件存否情報について、公益上の理由による開示を相当とすべき事情は認められない。
- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号後段に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子